

社会福祉法人の 定款変更等手続 について

令和元年9月

神奈川県福祉子どもみらい局福祉部地域福祉課

神奈川県福祉子どもみらい局子どもみらい部次世代育成課

目

次

I 手 続 編

1	概 要 -----	2
2	提 出 先 ・ 問 合 せ 先 -----	2
3	定 款 変 更 の 流 れ -----	3
4	定 款 変 更 の 認 可 申 請 ・ 届 出 -----	3
5	基 本 財 産 处 分 承 認 の 流 れ -----	10
6	基 本 財 産 处 分 承 認 申 請 に つ い て -----	10
7	基 本 財 産 担 保 提 供 承 認 の 流 れ -----	11
8	基 本 財 産 担 保 提 供 承 認 に つ い て -----	12

II 資料編

様式 1 定款変更認可申請書 -----	14
様式 2 定款変更届出書 -----	16
(添付書類) 建設・購入に係る収支計算書 -----	18
様式 3 基本財産処分承認申請書 -----	19
様式 4 基本財産担保提供承認申請書 -----	20
資料 1 定款変更認可申請(定款変更届)書類一覧 -----	21
資料 2 基本財産処分承認申請書類一覧 -----	22
資料 3 基本財産担保承認申請書類一覧 -----	23
資料 4 社会福祉法人が介護保険法等に規定する事業を行う場合の定款への記載方法 -----	24
資料 5 社会福祉法人が障害者総合支援法等に規定する事業を行う場合の定款への記載方法 -----	26

I 手続編

1. 概要

社会福祉法人の定款変更については、「所轄庁の認可を受けなければ、その効力を生じない」（社会福祉法第45条の36第2項）とあり、所轄庁の認可が必要となります。また、変更の内容のうち、基本財産の増加に関する事項、事務所の所在地及び公告の方法の変更については、所轄庁への届出で足りるものとされています（社会福祉法第45条の36第4項）。各社会福祉法人におかれましては、本手引きを参考に必要な手続きを行い、適切な法人運営に努めてくださるようお願いします。

なお、定款に記載されている基本財産を処分または売却する場合、基本財産を担保に融資を受ける場合も、所轄庁の基本財産処分承認、基本財産担保提供承認が必要であるため、この手引きで案内することとします。

2. 提出先・問合せ先

神奈川県が所管している社会福祉法人は、下記の担当部署に、申請書類の提出を行うこととなります。神奈川県所管法人で、担当部署が不明な場合は、下記リンクの「社会福祉法人名簿一覧」で確認することもできます。

<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/n7j/cnt/f6224/p101379.html>

定款変更等の事前相談も受け付けていますので、不明点等がありましたら、早めに相談をして手続きを進めてください。

<提出先・問合せ先>

〒231-8588

神奈川県横浜市中区日本大通1

神奈川県 福祉子どもみらい局 福祉部

地域福祉課 法人監査グループ

TEL(045)210-4819

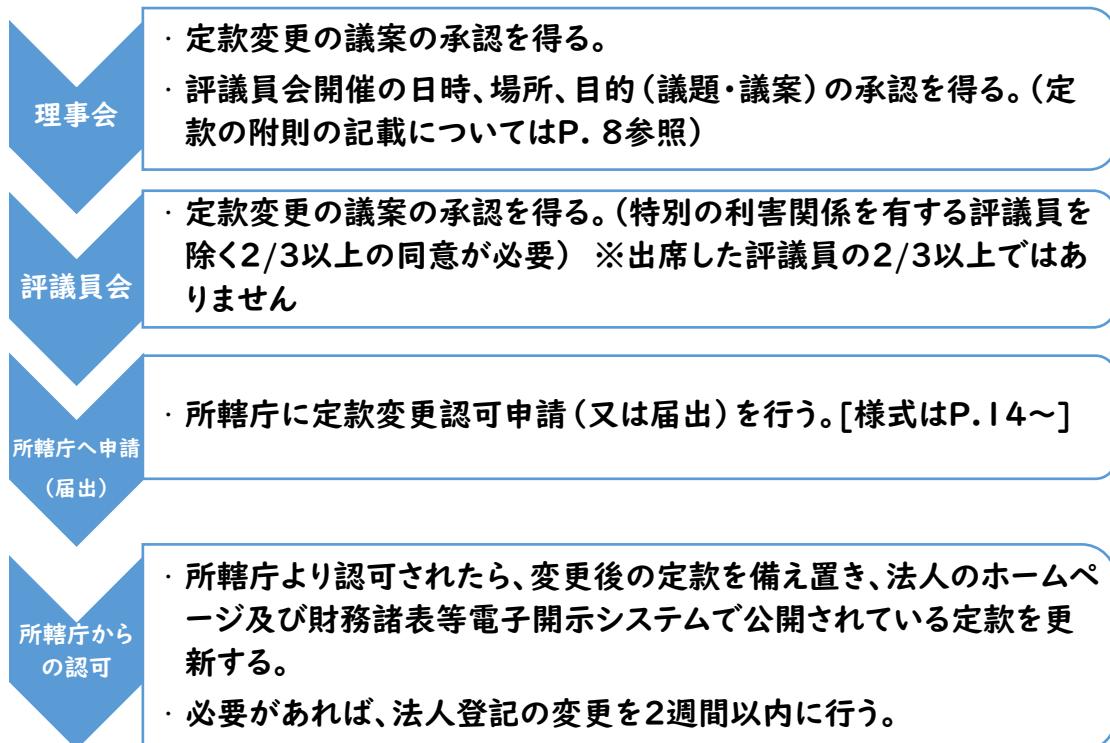
神奈川県 福祉子どもみらい局 子どもみらい部

次世代育成課 監査グループ

TEL(045)210-4669

3. 定款変更の流れ

定款を変更することとなった場合、基本的に以下の流れで手続きを進めます。



4. 定款変更の認可申請・届出 (提出書類一覧は P. 21 へ)

定款変更には、変更内容により所轄庁への届出で済むものと、認可申請をして認可を受けなければならないものの2パターンがあります。

認可

- ・事業目的の追加・削除(公益・収益事業を含む)
- ・基本財産の削除
- ・租税特別措置法第40条の適用による文言変更
- ・その他条文変更等

届出

- ・基本財産の増加
- ・事務所の所在地の変更
- ・公告の方法の変更

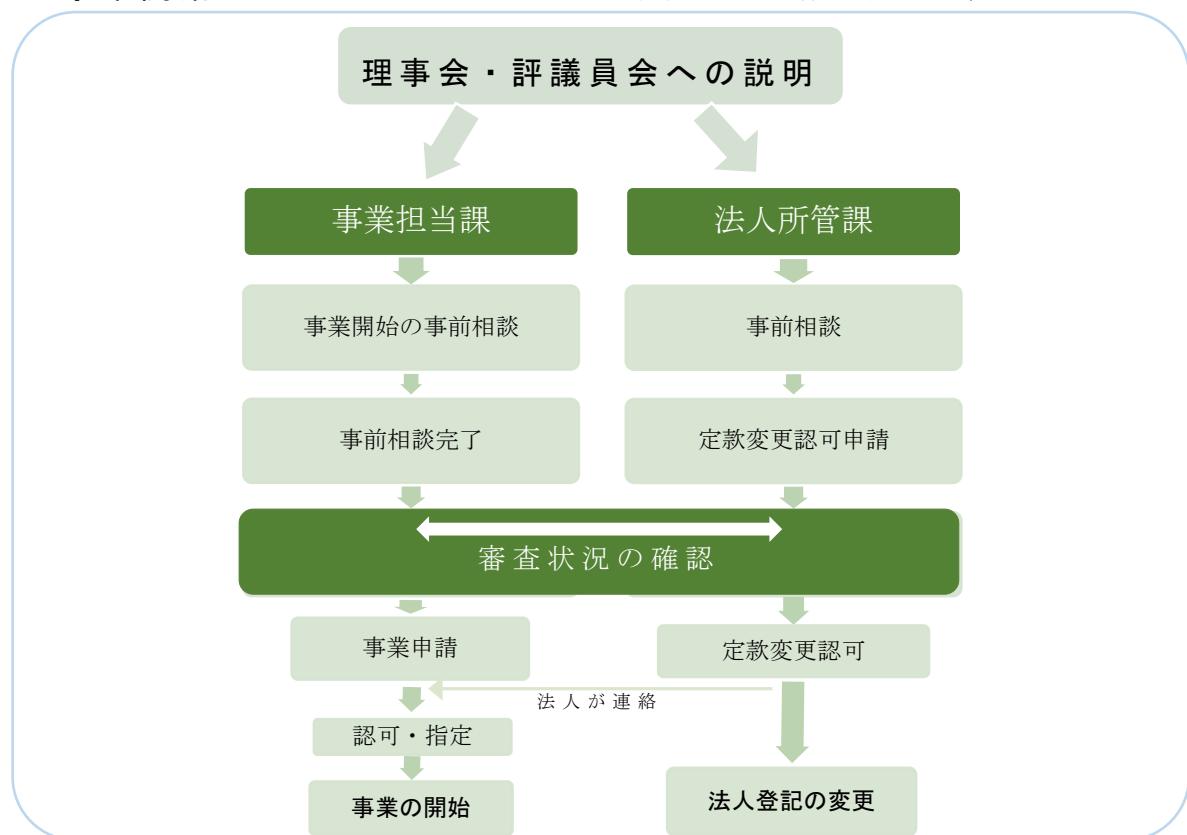
(1) 認可申請になるケース

i. 事業目的の追加・削除（公益事業・収益事業を含む）

事業を追加しようとする場合は、当該事業を開始するまでに定款変更認可を済ませておく必要があります。また、事業を開始するにあたり、開始届や指定申請を行う際、当該事業が記載された定款の提出が必要となる場合もありますので、それらに間に合うように留意する必要があります。ゆえに、事業開始日から逆算して、理事会・評議員会の開催、定款変更認可申請の審査期間、事業開始の指定申請等の審査期間などを見越して、手続きを進める必要があります。

また、事業を開始する場合には、各法令（老人福祉法、障害者総合支援法、児童福祉法等）による基準等があるので、事業を実施する地域の各法令を所管する事業担当課と事前に協議しつつ、並行して定款の変更について、社会福祉法人の所管課と協議し、定款変更の手続きを準備することとなります。なお、事業を廃止する場合は、各法令を所管する事業担当課に廃止届を行った上で、事業廃止に伴う定款の変更申請を行ってください。

＜事業開始までのイメージ＞ ※定款変更の具体的な流れは、前頁参照



ii . 基本財産の削除

施設の建替などで財産処分をする必要がある場合は、まず基本財産処分承認申請を行い、その承認後に定款変更認可申請を行う必要があります。基本財産処分承認申請についての詳細は、P.10 を参照してください。一方で、基本財産の増加のみの定款変更の場合は、届出となります（詳細は P. 8 を参照してください）。

iii . 租税特別措置法第 40 条の適用による文言変更

個人が法人に対して土地、建物などの財産を寄附（贈与）した場合には、寄附時の時価で譲渡があったものとみなされ、寄附時の価格が取得時の価格を上回る場合には、その差額が寄附者の譲渡所得とみなされ課税対象になるとされています（所得税法第 59 条第 1 項第 1 号）。

一方、これらの財産を社会福祉法人等に寄附した場合において、一定の要件を満たすものとして国税庁長官の非課税の承認を受けたときは、この所得税について非課税とする特例措置が設けられています。（租税特別措置法第 40 条第 1 項）。

社会福祉法人が特例措置の対象となる受贈法人として国税庁長官の承認を受けようとする場合は、定款に記載すべき内容があるため、法人として租税特別措置法第 40 条の適用を受けられるよう定款を変更する必要があります。

定款記載例は、P. 6 のとおりです。詳細は、「社会福祉法人制度改革の施行に伴う定款変更に係る事務の取扱いについて」（平成 28 年 11 月 11 日付厚生労働省社会・援護局福祉基盤課事務連絡）及び「租税特別措置法施行令第 25 条の 17 第 6 項第 1 号の要件を満たす社会福祉法人の定款の例について」（平成 29 年 3 月 29 日付厚生労働省社会・援護局福祉基盤課事務連絡）など、厚生労働省の社会福祉法人制度改革のホームページを参照してください。

<具体的な記載例>

対象条項	留意事項
第五条（評議員の定数）	評議員の定数（現在数）は、理事の定数（現在数）を超える数であること
第六条（評議員の選任及び解任）第1項・第2項	定款例の備考を踏まえて、定めること。
第〇条（評議員の資格）	<p>定款例第六条の次に以下の条項（例）を設けること。 （評議員の資格）</p> <p>第〇条 社会福祉法第四十条第四項及び第五項を遵守するとともに、この法人の評議員のうちには、評議員のいずれか一人及びその親族その他特殊の関係がある者（租税特別措置法施行令第二十五条の十七第六項第一号に規定するものをいう。以下同じ。）の合計数が、評議員総数（現在数）の三分の一を超えて含まれることになってはならない。</p>
第八条（評議員の報酬等）	定款例の備考を踏まえて、定めること。
第一〇条（権限）	評議員会の決議事項として、定款例で示すもののほか、「事業計画及び収支予算」「臨機の措置（予算外の新たな義務の負担及び権利の放棄）」「公益事業・収益事業に関する重要な事項※」「解散」を追加すること。 ※公益事業・収益事業を行う法人に限る。
第一三条（決議）	定款例を参考に定めること。
第一五条（役員＜及び会計監査人＞の定数）第1項	定款例の備考（1）を踏まえて、定めること。
第十六条（役員＜及び会計監査人＞の選任）第1項	定款例を参考に定めること。
第〇条（役員の資格）	<p>定款例第十六条の次に以下の条項（例）を加えること。 （役員の資格）</p> <p>第〇条 社会福祉法第四十四条第六項を遵守するとともに、この法人の理事のうちには、理事のいずれか一人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の三分の一を超えて含まれることになってはならない。</p> <p>2 社会福祉法第四十四条第七項を遵守するとともに、この法人の監事には、この法人の理事（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び評議員（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）並びに、この法人の職員が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係がある者であってはならない。</p> <p>（注）監事の人数が六人以上である場合には、「また各監事は、相互に親族その他特殊の関係がある者であってはならない。」の記載については、「監事のうちには、監事のいずれか一人及びその親族そ</p>

	の他特殊の関係がある者の合計数が監事総数（現在数）の三分の一を超えて含まれることにはなってはならない。」でも可。
第二一条（役員＜及び会計監査人＞の報酬等）	定款例を参考に定めること。
第二六条（決議）第1項	定款例を参考に定めること。
第二八条（資産の区分）第1項・第2項	定款例を参考に定めること。 (公益事業及び収益事業に留意のこと。)
第二九条（基本財産の処分）	理事総数（現在数）の三分の二以上の同意及び評議員会の承認を受けること。
第三一条（事業計画及び収支予算）第1項	理事総数（現在数）の三分の二以上の同意及び評議員会の承認を受けること。
第三二条（事業報告及び決算）第1項・第2項	定款例を参考に定めること。
第三五条（臨機の措置）	理事総数（現在数）の三分の二以上の同意及び評議員会の承認を受けること。
第〇条（公益を目的とする事業） 第〇条（収益を目的とする事業）	公益事業・収益事業に関する重要な事項については、理事総数（現在数）の三分の二以上の同意及び評議員会の承認を受けること。
第〇条（保有する株式に係る議決権の行使）	第三七条の次に以下の条項（例）を加えること。 <例1> 第〇条 この法人が保有する株式（出資）について、その株式（出資）に係る議決権を行使する場合には、あらかじめ理事会において理事総数（現在数）の三分の二以上の承認を要する。 <例2> 第〇条 この法人は、保有する株式（出資）に係る議決権を行使してはならない。
第三六条（解散）	定款例を参考に定めること。
第三七条（残余財産の帰属）	残余財産の帰属先については、国若しくは地方公共団体又は他の公益法人等に帰属する旨の定めがあること。なお、定款例のとおり規定されている、または、社会福祉法人に帰属先が限定されていても問題はない。
第三八条（定款の変更）第1項	定款例を参考に定めること

- ・平成28年11月11日付厚生労働省社会・援護局福祉基盤課事務連絡「社会福祉法人制度改革の施行に伴う定款変更に係る事務の取扱いについて」をもとに作成
- ・定款例は平成12年12月1日付厚生省大臣官房障害保健福祉部長・社会・援護・老人保健福祉・児童家庭局長連盟通知「社会福祉法人の認可について」別紙2
※平成28年11月11日雇児発1111第1号・社援発1111第4号・老発1111第2号
改正現在

iv. その他条文変更等

法人の運営方針により、条文を変更するなど定款変更の必要が生じた場合、理事会及び評議員会で議決し、認可申請を行います。

(2) 届出になるケース

i. 基本財産の増加

基本財産の変更のうち、基本財産が増加のみの場合は、認可申請ではなく、届出により定款変更が可能です。具体的には、土地の追加取得や建物の新築、既存建物の一部取壊しを伴わない増築など、既存の基本財産の減少が伴わない基本財産の増加は届出書を提出してください。

なお、基本財産が地番整理などで地名や地番が変更となるようなケースは、定款の文言変更となるため、認可申請となります。

- ※ 財産処分を伴う基本財産の変更の場合は、「基本財産処分承認申請」を行い、承認後、「定款変更認可申請」を行う必要があります。
- ※ 同じ敷地内で基本財産の家屋を建替する場合は、「基本財産処分承認申請」⇒「定款変更申請（基本財産削除）」⇒「定款変更届（新建物の増加）」と別々に行うこととなりますが、移転先に新築するなどの場合は、3つの手続を同時に行っても構いません。

ii. 事務所の所在地の変更

法人本部の移転等で、主たる事務所の所在地が変更となった場合、変更登記終了後、遅滞なく届出書の提出をしてください。また、従たる事務所の新設及び移転も同様の手続きとなります。

iii. 公告の方法の変更

理事会及び評議員会において議決後、速やかに届出書の提出を行ってください。

(3) 定款の附則の記載方法

定款は、各社会福祉法人のホームページ等で公表することが義務づけられており、現行の定款の施行日を明らかにしておくことが、公表の趣旨にも沿うことから、定款変更の際、附則の記載方法につ

いては、次のとおりとしてください。

【定款の附則の記載方法】(例)

(施行細則)

第〇〇条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の設立後遅滞なく、この定款に基づき、役員の選任を行うものとする。

理事長 ◎◎ ◎◎

理事 ◇◇ ◇◇

理事 □□ □□

理事 △△ △△

理事 ▽▽ ▽▽

理事 ☆☆ ☆☆

監事 ♦♦ ♦♦

監事 ■■ ■■

附 則

この定款は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この定款は、平成〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。

附 則

この定款は、令和　　年　　月　　日から施行する。

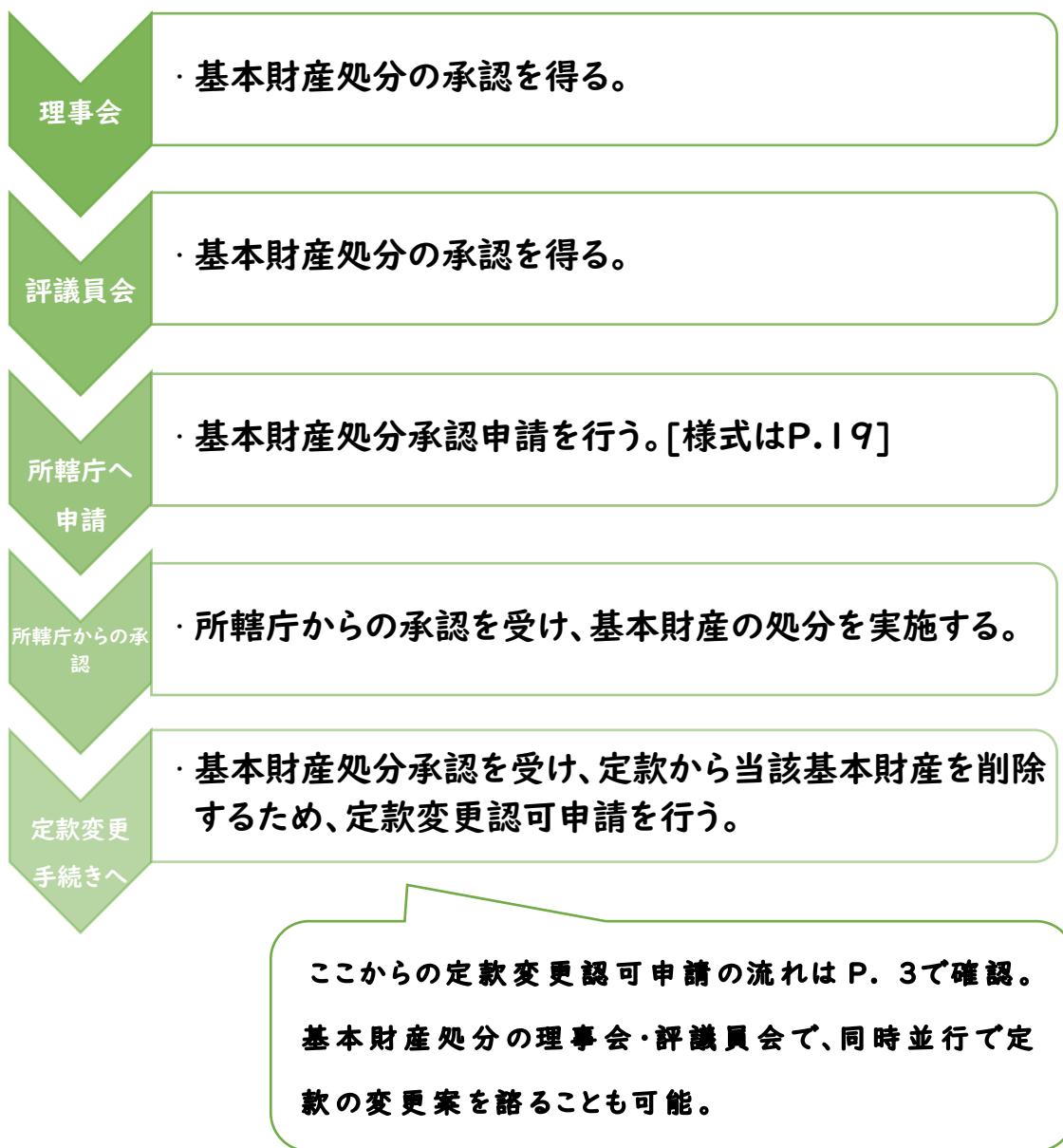
県に提出する際は空欄で提出していただき、

(※) 県が認可決裁後に、認可日を記載して返却します。

※ 理事会、評議員会では、知事の認可がないと定款の効力は生じないため、施行日を空欄にする旨の説明をお願いします。

5. 基本財産処分承認の流れ

基本財産の売却、交換、取り壊し及び基本財産以外の財産への切り替え等（以下、基本財産処分という）を行う際は、理事会及び評議員会の議決を得て、所轄庁の承認が必要となります。以下ののような流れで、手続きを進めます。



6. 基本財産処分承認申請について(提出書類一覧は P. 22 へ)

社会福祉法人の基本財産は、サービスを継続的に実施するための基盤であるため、その散逸を防止する必要から厳重な管理が求められ、目的遂行上必要である場合に限り、所轄庁の承認を受けた上で、処分することが可能となります。

合わせて、定款に記載されている基本財産について、削除する

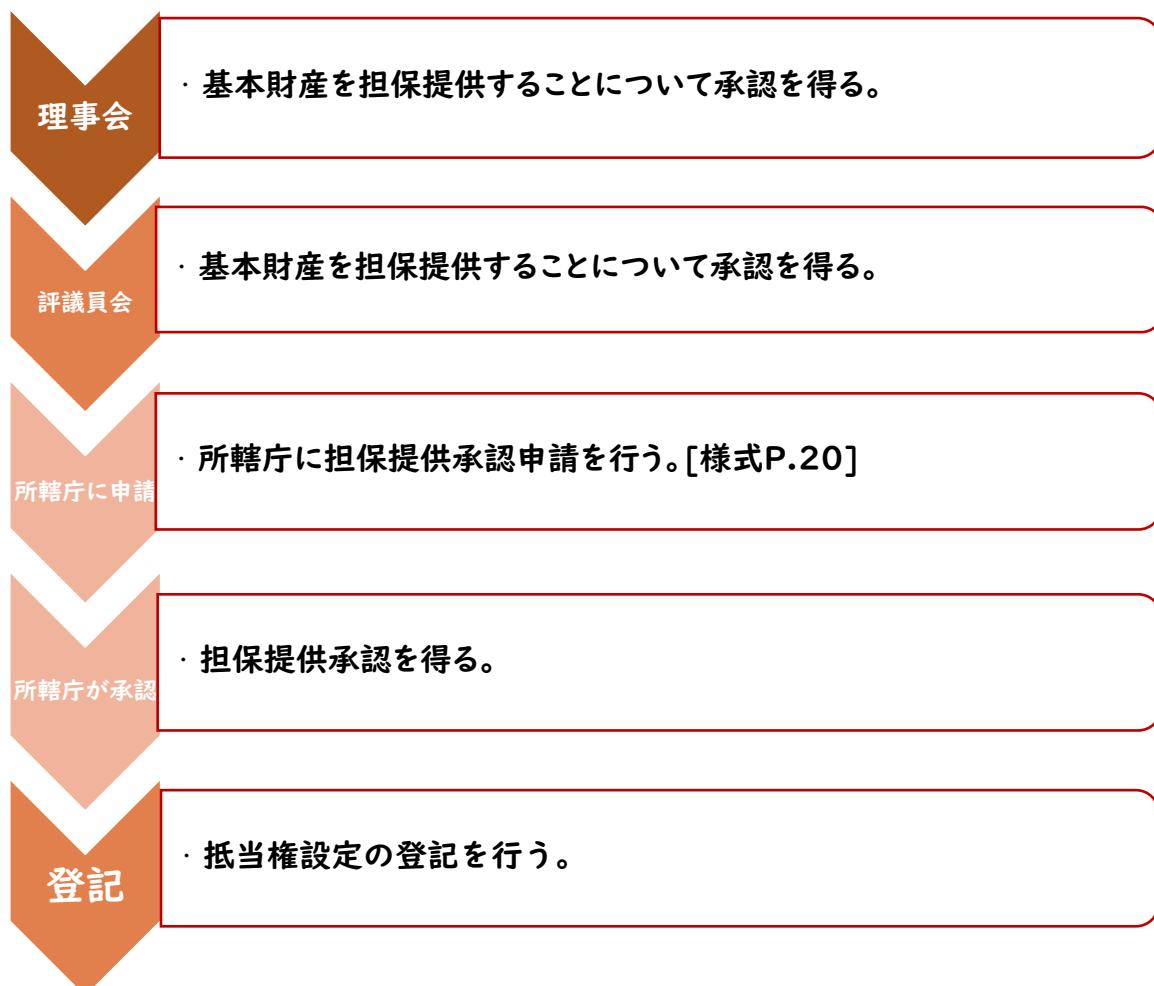
こととなるため、承認後に定款変更を行うこととなります。

前記のとおり、基本財産処分案とともに、別の議案として定款から該当する基本財産を削除する定款変更案を同時期の理事会及び評議員会に諮ることも可能です。

なお、基本財産を会計上、その他財産に移し替えるようなケースの場合も、当該移し替え行為自体が基本財産の処分に該当するため、処分承認申請が必要となります。

7. 基本財産担保提供承認の流れ

基本財産を担保提供し、借り入れを行う場合、基本財産の経済的価値を下げるものとなるため、基本財産処分と同様に所轄庁の承認が必要となります。



8. 基本財産担保提供承認について（提出書類一覧は P. 22 ヘ）

基本財産の担保提供は、基本財産の処分と異なり、定款の変更を伴うものではありませんが、施設建設、設備整備、不動産の購入資金及び運転資金の借り入れに当たり、土地や建物を民間金融機関等に対し、担保として提供する場合、所轄庁の承認を得る必要があります。

また、法人の事業と無関係の目的で担保として提供することはできません。

借入金の目的は、①社会福祉事業に充てられるべきであること、②借入金に対して、適正な償還計画があり、③償還期間中に法人の事業運営に支障が生じないこと、④借入先が地方公共団体、社会福祉協議会、確実な民間金融機関であることなどに留意する必要があります。

さらに、基本財産に根抵当権を設定することは認められません。

また、定款で所轄庁の承認を受ける必要がないケース（独立行政法人福祉医療機構や同機構との協調融資に関する契約を結んだ民間金融機関への担保提供）に当てはまるものは、承認を受ける必要はありません。

なお、民間金融機関への担保提供について、一定の要件を満たす場合は、承認ではなく届出とすることもできますが、その場合は事前に定款変更が必要となります。

II 資料編

様式 1

(表面)

社会福祉法人定款変更認可申請書		
申 請 者	主たる事務所 の所在地	
	ふりがな 名 称	
	理事長の氏名	印
申請年月日		
定 款 変 更 の 内 容 及 び 理 由	内 容	
	変更前の条文	変更後の条文

定 款 変 更 の 内 容 及 び 理 由	内容		理由
	変更前の条文	変更後の条文	

(注意)

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 記載事項が多いため、この様式によることができないときは、適宜用紙（大きさは、日本産業規格A列4番とする。）の枚数を増加し、この様式に準じた申請書を作成すること。
- 3 この申請書には、社会福祉法施行規則第3条第1項各号に掲げる書類を添付するとともに、当該定款変更の内容に応じ、同条第2項又は第3項に規定する書類を添付すること。
- 4 記名押印に代えて署名することができる。
- 5 申請書類は P.21 資料1 参照
- 6 申請書類は正副各1通とすること。

社会福祉法人定款変更届出書		
届 出 者	主たる事務所 の所在地	
	ふりがな 名 称	
	理事長の氏名	印
届 出 年 月 日		
定 款 変 更 の 内 容 及 び 理 由	内 容	
	変 更 前 の 条 文	変 更 後 の 条 文

(裏面)

定 款 変 更 の 内 容 及 び 理 由	内 容		理 由
	変更前の条文	変更後の条文	

(注意)

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 記載事項が多いため、この様式によることができないときは、適宜用紙（大きさは、日本産業規格A列4番とする。）の枚数を増加し、この様式に準じた申請書を作成すること。
- 3 この届出書には、社会福祉法施行規則第3条第1項各号に掲げる書類を添付する
- 4 記名押印に代えて署名ができる。
- 5 この届出書には、次の書類を添付すること。
 - <主たる事務所及び従たる事務所の所在地変更>
 - 変更後定款
 - 変更前定款
 - 法人登記事項証明書（原本）
 - 理事会及び評議員会の議事録・当該届出に係る議案（原本証明必要）
 - <基本財産追加>
 - 変更後定款
 - 変更前定款
 - 不動産登記事項証明書（原本）
 - 理事会及び評議員会の議事録、当該届出に係る議案（原本証明必要）
 - その他証する書類（P.21 資料1参照）
 - <公告方法の変更>
 - 変更後定款
 - 変更前定款
 - 理事会及び評議員会の議事録、当該届出に係る議案（原本証明必要）
- 6 届出は正副各1通とすること。

建設・購入に係る収支計算書

1 収入

項目	年度	年度	年度	計
(1) 県補助金				
(2) 市町村補助金				
(3) 民間補助金				
(4) 福祉医療機構借入金				
(5) 県社協借入金				
(6) 民間金融機関借入金				
(7) 施設整備寄附金				
(8) 自己資金 (積立金取崩)				
(9) 自己資金 (支払資金残高)				
計				(A)

2 支出

項目	年度	年度	年度	計
(1) 土地取得費				
(2) 土地造成工事費				
(3) 設計監理費				
(4) 建築工事費				
(5) 設備備品整備費				
計				(B)

(備考)

- ① 基本財産の増加に係る施設整備等の収支状況について整理するため、上記に準じた表を添付してください。
- ② 収支の項目は適宜、追加・削除してください。
- ③ 年度は、決算書において当該収入及び支出を計上した会計年度と一致させてください。
- ④ 基本財産とはならない構築物や器具備品等についても、全体の収支状況を確認するため、金額を記載してください。
- ⑤ 収入欄の計(A)と支出欄の計(B)を一致させてください。

基本財産処分承認申請書		
申 請 者	主たる事務所 の 所 在 地	
	ふ り が な 名 称	
	理事長の氏名	印
申 請 年 月 日		
基 本 財 産 処 分 の 内 容		
基分 本す 財る 産理 を由 処		
処 分 物 件		

(注意)

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 番とすること。
- 2 基本財産処分の内容欄には、処分の種類（売却、賃貸等）、処分の相手方（買主、借主等）、処分の対価（売買価格、賃料等）等を記載すること。
- 3 処分物件の欄には、処分する基本財産を具体的に記載すること。例えば、建物については、各棟ごとに所在地、種類、構造及び床面積並びに申請時における具体的な用途を、土地については、各筆ごとに所在地、地目及び地積並びに申請時における具体的な用途を記載すること。
- 4 この申請書には、次の書類を添付すること。
 - (1) 定款に定める手続を経たことを証明する書類（理事会及び評議員会の議事録及び当該議案）
 - (2) 財産目録
 - (3) 処分物件が不動産の場合は、その価格評価書
- 5 申請書は、正副各 1 通とすること。
- 6 記名押印に代えて署名することができる。

基本財産担保提供承認申請書		
申請者	主たる事務所の所在地	
	ふりがな 名 称	
	理事長の氏名	印
申請年月日		
資金借入理由		
借入事業金の概要		
資金計画		
担保保借提入供金に係	借入先	
	借入金額	
	借入期間	
	借入利息	
	償還方法	
	償還計画	
担保物件		

(注意)

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 記載事項が多いため、この様式によることができないときは、適宜用紙（大きさは、日本工業規格A列4番とする。）の枚数を増加し、この様式に準じた申請書を作成すること。
- 3 儻還計画の欄には、償還についての年次計画を記載するとともに、その償還財源を明記すること。
- 4 担保物件の欄には、担保に供する基本財産を具体的に記載すること。例えば、建物については、各棟ごとに所在地、種類、構造及び床面積並びにその具体的な用途を、土地については、各筆ごとに所在地、地目及び地積並びにその具体的な用途を記載すること。
なお、既に担保に供している物件をさらに担保に供するときは、その旨を附記すること。
- 5 この申請書には、次の書類を添付すること。
 - (1) 定款に定める手続を経たことを証明する書類（理事会及び評議員会の議事録及び当該議案）
 - (2) 財産目録
 - (3) 儻還財源として寄付を予定している場合は、法人と寄付者の間の贈与契約書の写
- 6 申請書は、正副各1通とすること。
- 7 資金借入れ以外の理由で、基本財産を担保に供する場合には、この様式によらないで、適宜申請書（左横書きとし、用紙は日本産業規格A列4番とする。）を作成すること。
- 8 記名押印に代えて署名することができる。

資料 1

社会福祉法人定款変更認可申請(定款変更届)書類一覧

	提出書類	原本証明	注意していた だきたい事項	変更事項(○印が必要な添付書類)								
				事業の追加		事業の 廃止	準則による 条文整理	役員定数 の変更	基本財産の変更			
				設置 経営	受託 経営				新築	増改築	削除	
1	申請書		理事長印を押印してください	○	○	○	○	○	○	○	○	
2	変更後の定款		原本証明しないでください	○	○	○	○	○	○	○	○	
3	現行の定款			○	○	○	○	○	○	○	○	
4	理事会及び評議員会 議事録(写)及び議案	○	議案は、定款変更に係る部分のみ で可	○	○	○	○	○	○	○	○	
5	財産目録		事業追加として第1種社会福祉 事業、保育所、病院、老健、有料 老人ホーム等を加える場合必要	○	—	—	—	—	○	○	○	
6	事業計画書		開始日の属する会計年度及び次 の会計年度の2ヶ年度分	○	○	—	—	—	—	—	—	
7	収支計算書		開始日の属する会計年度及び次 の会計年度の2ヶ年度分	○	○	—	—	—	—	—	—	
8	受託契約書(写)	○	委託決定書でも可	—	○	—	—	—	—	—	—	
9	受託事業の概要説明書		受託契約書があれば不要	—	○	—	—	—	—	—	—	
10	関係条例		受託契約書があれば不要	—	○	—	—	—	—	—	—	
11	施設建設及び不動産購入等 関係書類※注	建設・購入に係る収支 計算書	施設建設・土地購入に係る収入と 支出がわかる書類を作成してく ださい。その際、収入と支出の合 計値(総額)が一致するように注 意すること。	○	※○	—	—	—	○	○	—	
			補助金等の決定書(写)	○	変更交付決定も含む	○	※○	—	—	○	○	—
		助成金決定書(写)	○	変更交付決定も含む	○	※○	—	—	—	○	○	—
			借入金關係	○	額の変更決定も含む	○	※○	—	—	○	○	—
		償還計画		WAMに提出したもので可	○	※○	—	—	—	○	○	—
			償還金贈与 契約書(写)	○		○	※○	—	—	○	○	—
		各種証明書等		・貸与者の身分証明書、印鑑登録 証明等(個人から借り入れる場合)	○	※○	—	—	—	○	○	—
			建築資金贈与契約書(写)	○	建築資金の贈与を受ける場合	○	※○	—	—	○	○	—
		各種証明書等		・贈与者の身分証明書、印鑑登録 証明等。 1部は写しでも可。	○	※○	—	—	—	○	○	—
			工事関係契約書・ 領収証(写)	○	・積算書は不要です ・領収書がない場合は、振込依頼 書の写し等でも可	○	※○	—	—	○	○	—
		不動産売買(賃貸)契約書(写)			○	※○	—	—	—	○	○	—
			不動産登記事項証明書		原本を提出すること。 1部は写し でも可。	○	※○	—	—	○	○	○
		建築確認書(写)			○	※○	—	—	—	○	○	—
			図面		公図、建物平面図等。該当する部 分をマーカー等で示すこと。	○	○	—	—	○	○	—
12	施設長就任承諾書、履歴 書及び施設長の資格を 有する書類(写)	○	第1種社会福祉事業、保育所、病 院、老健、有料老人ホームの場合 にのみ提出。	○	○	—	—	—	—	—	—	
13	廃止事業に係る財産の処 分方法			—	—	—	—	—	—	—	○	
14	事業の認可書又は廃止届(写)	○		○	—	○	—	—	—	—	○	
15	基本財産処分承認書 (写)	○		—	—	—	—	—	—	○	○	

※注 1 事業追加の定款変更申請より以前(3ヶ月以内)に当該事業追加に伴う基本財産増の定款変更届が受理されている場合

…事業追加の定款変更申請時に重複する書類が省略できます。(ただし、1~4は省略できません。)

2 基本財産の定款変更届より以前(3ヶ月以内)に当該基本財産を利用して行う事業追加の定款変更認可申請が認可された場合

…基本財産増の定款変更届け時に重複する書類が省略できます。(ただし、1~4と登記事項証明書は省略できません。)

3 事業追加による定款変更で施設建設や不動産購入等がない場合、施設建設・不動産購入等関係書類は省略できる場合があります。

4 いずれも2部提出してください。なお、原本提出となっている書類については、1部は原本の写しを御提出いただくことも可能です。

基本財産処分承認申請書類一覧

いずれも2部提出してください。

	区分	不動産の 売却等	建物の 取り壊し	現金(基金) の取り崩し	備考
1	申請書	○	○	○	別紙
2	理事会及び評議員会 議事録（写）	○	○	○	原本証明が必要 当該申請に係る議案も添付
3	財産目録	○	○	○	基本財産処分前の 決算年度のもの
4	不動産登記事項証明書	○	○	—	原本（1部は写しでも可）
5	残高証明書（写）	—	—	○	原本証明が必要
6	不動産の価格評価書（写）	○	—	—	市町村、銀行発行の評価書又は 不動産鑑定書等 原本証明が必要
7	売買価格等を 証する書類	○	—	—	売買（交換）仮契約書（写）又は 買取り確約書（写）等 原本証明が必要
8	売却金等の 用途計画書	○	—	○	
9	施設建設（改築） 計画書	○	○	○	基本財産処分により 新たに施設建設（または改築）を行 う場合に必要
10	図面	○	○	—	平面図・配置図 (処分物件を色分けすること。)

基本財産担保承認申請書類一覧

いずれも2部提出してください。

	区分	施設建設等及び不動産購入 資金の借入	運営(運転) 資金の借入	担保物件 の変更	担保物件 の変更 (轻易なもの)	備考
1	申請書	○	○	○	○	別紙
2	理事会及び評議員会 議事録(写)	○	○	○	○	原本証明が必要 当該申請に係る議案も添付
3	財産目録	○	○	○	○	直近の会計年度のも の
4	不動産登記事項証明書	○	○	○	○	原本 (1部は写しても可)
5	資金計画書	○	○	○	○	借入金の使途について の計画書
6 <small>関係書類</small>	補助金等の決定(内示)通知書(写)	○	—	○	—	原本証明が必要
	助成金等の決定(内示)通知書(写)	○	—	○	—	原本証明が必要
	自己資金の贈与契約書(写)	○	—	○	—	原本証明が必要
	身分、印鑑登録、残高証明書	○	—	○	—	原本証明が必要
	法人本部会計等の決算書	○	○	○	—	
	借入金決定通知書(写)等	○	○	○	—	原本証明が必要
7	償還計画表	○	○	○	○	
8 <small>償還拠 関係</small>	償還財源贈与契約書(写)	○	○	○	—	原本証明が必要
	身分、印鑑登録、所得証明書	○	○	○	—	原本証明が必要
	各種補助要綱	○	○	○	—	
9	工事関係見積書 契約書(写)、領収書(写)	○	—	○	—	原本証明が必要
10	売買関係見積書 契約書(写)、領収書(写)	○	—	○	—	原本証明が必要
11	図面 (担保物を色分けすること)	○	○	○	—	平面図・配置図
12	事業計画書	○	○	—	—	借入金を事業等に充当 する場合

社会福祉法人が介護保険法等に規定する事業を行う場合の定款への記載方法

ア 介護保険法や老人福祉法等における実施事業名	イ 位置付け	ウ 定款上の事業名 (社会福祉法に基づく)
特定施設入居者生活介護事業 ※養護老人ホームを経営している場合	第一種社会福祉事業	養護老人ホームの経営
介護老人福祉施設		特別養護老人ホームの経営
地域密着型介護老人福祉施設		
特定施設入居者生活介護事業 ※経費老人ホームを経営している場合		
地域密着型介護特定施設入居者生活介護事業		軽費老人ホームの経営
介護予防特定施設入居者生活介護事業		
訪問介護事業	第二種社会福祉事業	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業		老人居宅介護等事業の経営
夜間対応型訪問介護事業		
第1号訪問事業 (介護予防・日常生活支援総合事業)		
通所介護事業		
地域密着型通所介護事業		
認知症対応型通所介護事業		老人デイサービス事業の経営 老人デイサービスセンターの経営
介護予防認知症対応型通所介護事業		
第1号通所事業 (介護予防・日常生活支援総合事業)		
短期入所生活介護事業		老人短期入所事業の経営
介護予防短期入所生活介護事業		老人短期入所施設の経営
小規模多機能型居宅介護事業		小規模多機能型居宅介護事業の経営
介護予防小規模多機能型居宅介護事業		
認知症対応型老人共同生活援助事業		認知症対応型老人共同生活援助事業の経営
介護予防認知症対応型老人共同生活援助事業		
複合型サービス福祉事業		複合型サービス福祉事業の経営
介護老人保健施設 ※無料低額介護老人保健施設利用事業を実施している場合		生活困難者に対して、無料又は低額な費用で介護保険法に規定する介護老人保健施設を利用させる事業の経営

ア 介護保険法や老人福祉法等における実施事業名	イ 位置付け	ウ 定款上の事業名 (推奨)
介護老人保健福祉施設	公益事業	介護老人保健福祉施設の事業
介護医療院		介護医療院の事業
訪問入浴介護		訪問入浴介護の事業
介護予防訪問入浴介護		訪問看護の事業
訪問看護		訪問リハビリテーションの事業
介護予防訪問		居宅療養管理指導の事業
訪問リハビリテーション		通所リハビリテーションの事業
介護予防訪問リハビリテーション		短期入所療養介護の事業
居宅療養管理指導		福祉用具貸与の事業
介護予防居宅療養管理指導		福祉用具販売の事業
通所リハビリテーション		地域包括支援センターの事業
介護予防通所リハビリテーション		居宅介護支援の事業
短期入所療養介護		地域ケアプラザにおける地域活動・交流の事業
介護予防短期入所療養介護		介護職員初任者研修の事業
福祉用具貸与		社会福祉士及び介護福祉士法に定める実務者研修の事業
介護予防福祉用具貸与		社会福祉士及び社会福祉士法に定める登録研修機関の事業
特定福祉用具販売		介護予防・日常生活支援総合事業
特定介護予防福祉用具販売		
地域包括支援センター		
居宅介護支援		
介護予防支援		
地域ケアプラザにおける 地域活動・交流（横浜市のみ）		
介護職員初任者研修の事業		
実務者研修の事業		
喀痰吸引の登録研修期間の事業		
介護予防・日常生活支援総合事業		
特定施設入居者生活介護 ※有料老人ホームを経営している場合	収益事業 または 公益事業	有料老人ホームの事業 ※3
サービス付き高齢者向け住宅	収益事業 または 公益事業	サービス付き高齢者向け住宅の事業 ※3、 4

- ※1 公益事業のうち、規模が小さく社会福祉事業と一体的に行われる事業又は社会福祉事業の用に供する施設の機能を活用して行う事業については、必ずしも定款の変更を行うことを要しません。
- ※2 介護保険事業実施に係る登記について、介護保険事業者における都道府県の指定を受けるためには、事業実施にかかる登記（変更登記を含む）がなされているか、又はなされていることが確実であることが必要です。よって、当該事業実施にかかる登記が行えるよう、定款変更に向けて所管課と十分な事前調整が必要です。
- ※3 事業内容によっては収益事業に該当する場合があります。届出先及び所轄庁ともご相談ください。
- ※4 特定施設については、その旨の表記も必要となります。届出先及び所轄庁ともご相談ください。

資料5

社会福祉法人が障害者総合支援法に規定する事業を行う場合の定款への記載方法

ア 障害者総合支援法における事業名	イ 位置付け	ウ 定款上の事業名 (社会福祉法に基づく)
障害者支援施設（施設入所支援）	社会福祉事業 第一種	障害者支援施設の経営
居宅介護	第二種社会福祉事業	障害福祉サービス事業の経営
重度訪問介護		
同行援護		
行動援護		
療養介護		
生活介護		
短期入所		
重度障害者等包括支援		
自立訓練		
就労移行支援		
就労継続支援		
就労定着支援		
自立生活援助		
共同生活援助		
基本相談支援	特定相談支援事業	一般相談支援事業の経営
地域相談支援 (地域移行支援・地域密着支援)		
基本相談支援		
計画相談支援 (サービス利用支援・継続サービス利用支援)		
移動支援事業		特定相談支援事業の経営
地域活動支援センター	公益事業	移動支援事業の経営
福祉ホーム		地域活動支援センターの経営
自立支援医療		福祉ホームの経営
市町村の地域生活支援事業	※1、※2	
基幹相談支援センター		
都道府県の地域生活支援事業		

※1 公益事業については、社会福祉法上の事業名が具体に挙げられていないため、法人の判断で事業名を明確に記載してください。

※2 公益事業のうち、規模が小さく社会福祉事業と一体的に行われる事業又は社会福祉事業の用に供する施設の機能を活用して行う事業については、必ずしも定款の変更を行うことを要しません。

